

## 行方市再エネ最大限導入計画策定業務 プロポーザル評価委員会設置要項

### (目的)

第1条 この要項は、行方市再エネ最大限導入計画策定業務募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき、厳正かつ公平に業務受託者の選定を行うにあたり、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (選考方法)

第2条 6者以上の参加表明があった場合については、業務に携わる者の中から市長の指名する者2名によって、企画提案書等書類に基づいた一次選考を行い、評価点の合計が最も高い者から順に5者を選定し、評価委員会によって、当該5者のプレゼンテーションによる二次選考を行う。  
また、5者以下の参加表明に留まった場合は、一次選考を省略するものとする。

### (評価委員会)

第3条 評価委員会は、経済部長、環境課長、農林水産課長、政策秘書課長及び当該業務に知見を有する行方市職員以外の2名の合計6名をもって構成するものとする。

- 3 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審査した上で「評価基準書」に基づき審査を行い、プロポーザル審査結果表（様式第1号）及びプロポーザル審査個別表（様式第2号付表）を作成し、行方市再エネ最大限導入計画策定業務委託に最良な業務受託者の選定を行うものとする。
  - (1) プロポーザルの評価及び業務受託者の選定に関すること。
  - (2) その他事業の推進に関し必要と認めるもの

### (委員長)

- 第4条 評価委員会に委員長を置き、委員長は経済部長をもって充てるものとする。
- 2 委員長は評価委員会を代表し、会務を総括する。
  - 3 委員長に事故あるときは、その他の委員の中から互選により選ばれた委員がその職を代理する。
  - 4 委員長がいないときは、担当課長が評価委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

2 評価委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

(任期)

第6条 委員の任期は、業務受託者の選定までとする。

(事務局)

第7条 評価委員会の庶務を行わせるため、事務局を経済部環境課内に置くものとする。

(会議の公開・非公開)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。

ただし、事務局及び審査会が公表した情報についてはこの限りではない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は評価委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年8月21日から施行する。